

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和54年7月から55年9月までの期間が未納、55年10月から56年3月までの期間が申請免除と記録されているが、免除申請をした覚えはなく、保存してある54年から56年の確定申告書（控）によれば申立期間の国民年金保険料は納付したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和54、55及び56年の確定申告書（控）に夫婦二人分の国民年金保険料額の記載があり、その記載金額は当時の保険料とおおむね一致していることから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料額を記載していたものと推認される。

また、申立人夫婦は昭和40年7月の結婚以降、国民年金の第1号被保険者の納付記録は、申立期間を除き夫婦同一となっており、43年4月から平成10年5月までの国民年金の被保険者期間は、夫婦とも申立人の申立期間を除きすべて納付済みであり、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を5回とも適正に行っている。

さらに、申立期間は21か月と比較的短期間であり、申立人の妻及び申立人と生計同一であった母は、申立期間が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和46年8月から50年3月まで
③ 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間①及び②については、私は昭和45年3月に会社を退職した後、実家の自営業を手伝っていたが、46年4月に父に国民年金に再加入していないことを注意され、父が私達夫婦の手続を行ってくれた。私は、父が私達夫婦の国民年金保険料をA市B地区市民センターへ自転車で行って納付していたことを記憶している。申立期間③については、父が私達夫婦の分を一緒に納付していたはずなのに妻が納付済みとなっており、私の分が未納とされている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みである上、申立期間は9か月間と短期間であるとともに、申立人の申立期間前の昭和50年4月から53年6月までの保険料は納付済みであり、申立期間後についても納付済みであることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然であると考えられる。

2 一方、申立人は申立期間①及び②について、申立人の父親が国民年金の再加入手続及び保険料の納付を行っていたと申述しており、申立人は再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に他

界しており証言を得ることはできないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は「昭和46年4月に、父が私達夫婦の国民年金の加入手続を行ってくれ、父が私達夫婦の保険料をA市B地区市民センターへ自転車で行って納付していたことを記憶している。」と主張するところ、申立人の特殊台帳から、昭和50年4月から51年3月までの保険料を51年7月に過年度納付し、45年4月1日の資格再取得の記録が52年度に社会保険事務所から社会保険庁に進達されていることが確認できる上、一緒に手続をしたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は53年3月に払い出されていることから、46年4月に国民年金の再加入手続を行ったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月及び同年9月

私は、国民年金の必要な手続きをきちんと行い、未納が無いように気を付けてきたので、申立期間が未納というのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、昭和62年6月30日に申立期間前後に係る第3号被保険者の資格取得処理が行われ、同年7月20日に納付された同年4月及び同年5月分の保険料1万4,800円については、第3号被保険者期間と重複するため、同年8月17日に還付決議が行われ、同年8月28日に申立人の夫名義の口座への送金通知書が発行されていることが確認できるが、申立期間は、還付決議前にすでに未納期間として判明しており、本来充当処理が可能な期間であり、行政側に事務処理上の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、昭和42年1月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を継続して納付してきたはずなのに、45年1月から46年3月までが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、第3号被保険者となる前月の61年3月までの長期間にわたり国民年金保険料を納付しており、夫の厚生年金被保険者資格の喪失に伴う第3号被保険者から第1号被保険者への複数回の種別変更手続を適切に行っていることから、年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の直前直後に住所の異動は無く、前後は長期間にわたって納付済みである上、申立期間は15か月と比較的短期間であることを踏まえると、保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳において、昭和44年4月から同年12月までの期間は未納となっていたが、A市が保管する国民年金被保険者名簿において納付の事実の確認ができたことから、平成21年1月に納付済みに記録が訂正されており、行政側の納付記録の管理に不適切さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から48年6月まで
② 平成2年4月から同年7月まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について社会保険事務所の記録で未納とされていることを知ったが、申立期間①のうち昭和42年12月から44年3月は夫と同じように免除を行っており、その後の期間も未納になっているのは納得できない。また、申立期間②については、前後の期間と同じように納付したはずで、生活状況も変わっていないのに4か月間だけが未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和48年7月以降、申立期間を除き、平成8年2月までの長期間にわたり国民年金保険料を納付し続けており、昭和55年度から58年度の申請免除期間についても後から保険料を追納し、60歳になった平成4年*月以降も任意加入するなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間②は、その前後は納付済みであり、4か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②も納付されたと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は、その夫が昭和42年12月ごろに夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、夫婦一緒に保険料の免除申請及び納付をしてきていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は、その払出簿により、53年6月30日以降であることが確

認できる上、夫の手帳記号番号が払い出された42年12月ごろの払出簿には、夫の手帳記号番号の前後に申立人の名前は見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間①直後の昭和48年7月から53年3月までの保険料を第3回目の特例納付により納付したことが確認できるが、申立人が国民年金への加入手続を行った昭和53年度から60歳の誕生日前月まで保険料を納付したとしても175か月しかなく、年金の受給権を確保するためには、36年4月から42年12月までの任意未加入期間（合算対象期間）80か月を含めても45か月足りない（実際は、加入後の53年4月から55年3月までの24か月間は未納）。このため、申立人は、昭和55年になってA市から過去の未納期間について過年度納付及び特例納付を勧められ、未納であった53年4月から55年3月までの24か月について過年度納付することとし、それでも足りない期間を満たすため、12か月間の余裕を持たせて、48年7月から53年3月までの57か月間を納付期限ぎりぎりの55年6月に特例納付したものと推認できることから、申立期間①については、納付していないと考えられる。

さらに、加入手続及び申立期間①当時の保険料納付をしていたとする申立人の夫は既に他界しているため、加入時期や納付状況が不明である上、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、48年4月から51年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和46年10月から同年12月まで
③ 昭和48年4月から51年3月まで
④ 昭和59年4月から60年3月まで

私の夫は、経営不振のため事業をやめ、昭和42年に夫婦で国民年金に加入した後は、2年ほどは免除を申請したが、昭和44年度からはきちんと夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきた。昭和55年ごろにA市で夫婦二人分の特例納付を行っており、その時点で未納があればすべて納付しているはずであり、申立期間①、②及び③が飛び飛びに未納となっているのは納得できない。

また、申立期間④については、私が私の保険料と一緒に納付したはずで、私の夫だけが未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、前後が納付済みである上、申立人は、申立期間②直後の昭和47年1月から同年3月までの期間を第2回目の特例納付により納付していることが確認でき、特例納付は通常、先に経過した月から納付するのが一般的であることを踏まえると、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②については、納付されたと考えるのが自然である。

申立期間③については、申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間③直後の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を第 3 回目の特例納付により納付していることが確認できるところ、申立人と一緒に特例納付したと主張するその妻は、申立期間の大半を含む 48 年 7 月から 53 年 3 月までを第 3 回目の特例納付により納付していることから、申立人についても、申立期間③を特例納付したと考えるのが自然である。

申立期間④については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は納付済みとなっており、申立期間④は 12 か月と短期間であることから、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、標準報酬月額記録については、昭和56年3月、57年5月から同年7月までの期間及び58年2月から同年3月までの期間については22万円、58年1月、60年4月及び同年8月については26万円、平成7年1月、同年8月及び同年11月から8年2月までの期間については36万円、4年10月、同年11月、5年1月、同年2月、同年6月、同年8月、8年3月から9年7月までの期間、11年4月、同年6月及び12年1月については38万円、4年12月、5年7月、6年3月、10年10月から11年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、12年2月から14年4月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間については41万円、15年7月については44万円と訂正することが必要である。

また、申立人は、平成15年9月5日に支給された賞与において21万9,000円及び同年12月30日に支給された賞与において31万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万9,000円、及び31万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から平成20年7月まで

社会保険庁に記録されている標準報酬月額に対応する厚生年金保険料より多くの額が、私の給与から控除されていたので、その保険料に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書又は所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、昭和56年3月、57年5月から同年7月までの期間及び58年2月から同年3月までの期間については22万円、58年1月、60年4月及び同年8月については26万円、平成7年1月、同年8月及び同年11月から8年2月までの期間については36万円、8年3月から9年7月までの期間については38万円、4年12月、5年7月、6年3月、10年10月から11年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、12年2月から14年4月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間については41万円、15年7月については44万円とし、給料支払明細書又は所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、4年10月、同年11月、5年1月、同年2月、同年6月、同年8月、11年4月、同年6月及び12年1月については38万円とすることが妥当である。

また、申立人の賞与に係る一時金明細書から、平成15年9月5日に21万9,000円及び同年12月30日に31万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる標準賞与額、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる標準賞与額、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和60年3月、同年6月、同年9月から同年12月までの期間、61年7月、平成4年9月、5年3月、同年5月、同年9月、6年2月、同年7月、同年10月から同年12月までの期間、7年2月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、9年11月から10年3月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月、11年5月、14年5月か

ら同年7月までの期間、同年12月から15年3月までの期間、同年6月、同年9月から16年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、同年12月から17年2月までの期間、同年9月から18年8月までの期間、19年9月から同年12月までの期間及び20年2月から同年4月までの期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和59年9月、平成4年1月から同年8月までの期間、5年4月、同年10月から6年1月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、9年8月から同年10月までの期間、10年4月、同年5月、同年8月、14年11月、15年4月、同年5月、同年8月、16年3月、同年10月、同年11月、17年3月から同年8月までの期間、18年9月から19年8月までの期間、20年1月及び同年5月については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち昭和56年4月から57年4月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、58年4月から59年8月までの期間、同年10月から60年2月までの期間、同年5月、同年7月、61年1月から同年6月までの期間及び同年8月から平成3年12月までの期間については、給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿の提出が無く、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額の相違状況については検証できない。

また、申立期間のうち平成20年6月から同年7月までの期間については、給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿に保険料控除額の記載が無く、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額の相違状況については検証できない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年9月3日まで

社会保険事務所から、私の標準報酬月額が下がっていることを知らされた。私はそのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年9月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年10月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年11月から3年8月までの期間について53万円から28万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正が行われた平成3年10月8日より約1か月前、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月21日より約2週間前の同年9月2日に取締役を辞任し、翌日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、B区のA社に勤務しているが、平成8年4月1日に同社のC部門をD県E市のA社に統合する際に、会社が事務処理を誤り、A社（B区）の全喪日と、私の当該事業所における資格喪失日を同年3月31日と届け出たため、私の被保険者記録が1日空白となった。申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（E市）が保管する平成8年の賃金台帳から、申立人が、申立期間において、A社（B区）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社（B区）は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社は法人の事業所であることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成8年4月1日と届け出るべきところを誤って同年3月31日と届け出たと認めていることから、事業主が同

年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年9月にB区のA社に入社して以来、一貫してA社に勤務している。平成8年4月1日に同社のC部門をD県E市のA社に統合する際に、会社が事務処理を誤り、A社（B区）の全喪日と、私の当該事業所における資格喪失日を同年3月31日と届け出たため、私の被保険者記録が1日空白となった。申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（E市）が保管する平成8年の賃金台帳から、申立人が、申立期間において、A社（B区）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から41万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社（B区）は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社は法人の事業所であることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成8年4月1日と届け出るべきとこ

ろを誤って同年3月31日と届け出たと認めていることから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年12月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年12月13日まで

厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ、申立期間は未加入との回答であったが、私は、平成8年4月から15年4月まで「A事業所（B事業所と同一事業所）」にC（職種）として勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人はA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書に記載がある厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、平成9年10月1日以降は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A事業所は社会保険庁のオンライン記録では強制適用事業所とされているが、社会保険事務所の見解では、当時、任意包括適用事業所であったと考えられるとしており、事業主から申立人を含む被保険者に対して適用事業所でなくなる届出に関する適切な説明が行われ、同意を得ていたとは考え難いことから、A事業所は申立期間当時の厚生年金保険法に定

める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年6月から同年12月までの標準報酬月額の記録を50万円、10年1月から同年3月までの標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年4月30日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成9年6月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、50万円ぐらいの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年5月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年6月から同年12月までの期間は50万円から、10年1月から同年3月まで期間は41万円から、それぞれ9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社では、B（職種）の従業員であったと述べており、商業登記簿においても役員としての記載は無い上、同社の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士は、申立人が社会保険関係事務を行っていたことはなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年6月から同年12月までは50万円、10年1月から同年3月までは41万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年8月26日まで

厚生年金保険加入期間確認申出書を提出したところ、申立期間は未加入との回答であったが、私は、平成9年3月から11年8月まで「A事業所」に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人はA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書に記載がある厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、平成9年10月1日以降は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A事業所は社会保険庁のオンライン記録では強制適用事業所とされているが、社会保険事務所の見解では、当時、任意包括適用事業所であったと考えられるとしており、事業主から申立人を含む被保険者に対して適用事業所でなくなる届出に関する適切な説明が行われ、同意を得ていたとは考え難いことから、A事業所は申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月2日から同年5月15日まで

私は、昭和45年1月9日にA社に入社し、平成14年11月30日に退職するまで継続して勤務しており、昭和48年3月2日から同年5月15日までの厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した在職証明書、厚生年金保険料控除についての証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年5月15日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から8年3月31日まで
私の夫の申立期間の標準報酬月額が、当時の給与に見合ったものとなっていないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月24日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年7月から8年2月までの期間について50万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B(職種)であって、経理及び社会保険関係の事務手続には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和33年3月15日から平成11年9月30日までA社に継続して勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社B本社から同社C支店に転勤となったとき、昭和33年4月29日に資格喪失、同年5月1日に資格取得とされており、1か月間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで
私の夫の平成5年10月から6年9月までの標準報酬月額は、30万円となっているが、実際は53万円であり間違っているので、訂正願いたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主が保管する平成5年及び6年の源泉徴収票により、申立人は、申立期間についてその主張する53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B厚生年金基金が保管する加入員記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は53万円となっていることが確認でき、同基金では、「申立期間当時、算定基礎届の様式は複写式のものを使用しており、同じものが社会保険事務所にも提出されているはずである。」と回答し、当該事業所の元給与計算責任者も、「算定基礎届の用紙は、複写式のものを使用していた。」と供述していることから、厚生年金基金加入記録と厚生年金保険加入記録とが異なっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金基金の記録から53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は、申立期間については、区役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は付加保険料を含み納付してきたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月の暑いとき、区役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は付加保険料を含み納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、59年6月26日資格喪失、61年4月1日3号A資格取得と記載され、社会保険庁のオンライン記録と一致しているので、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、加入手続、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、区の出張所に区民税の申告に行ったとき、区の職員から国民年金への加入を勧められ国民年金に加入し、区の職員から過去にさかのぼって納付できる分は納付した方がいいと言われ、4万円くらいを納付したはずであり、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月2日以降に払い出され、申立人は、47年10月から48年3月までの国民年金保険料は、第2回特例納付制度を利用して納付し、48年10月から50年3月までの期間の保険料は、過年度納付していることが確認できる。

しかし、申立人が一括納付したとする時期において、特例納付が可能なのは、制度上、48年3月までの分であるとともに、過年度納付が可能なのは同年10月以降の分であることから、申立期間は制度上、納付ができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料は、A県B市の職員であった父の指示で母が同市で納付したはずである。社会保険庁に納付記録が無いのは納得できない。

なお、昭和45年1月から同年3月の期間は厚生年金保険の被保険者となっているが、同期間も重複して納付していたはずであり、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所にも、市町村にも、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないので、申立人は、申立期間において国民年金に加入していなかったと言わざるを得ない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を母が納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする両親は既に他界しているため、申立期間当時の納付状況等を確認することができず、そのほかに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料の納付先とするB市は、「転出者も含めて国民年金被保険者名簿の保存があるが、申立人の被保険者名簿は存在しない。」と回答しており、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から57年1月まで
昭和56年9月から57年1月までの国民年金保険料は、前妻がA区役所B出張所で加入手続を行い、納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、平成3年2月25日に申立期間の国民年金の資格記録が追加されているため、申立期間当時、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年2月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、A区で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

ほかに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年12月まで

私が37歳のとき、A市役所の年金課にいた同級生から連絡があり「今、納付することが可能な5年分を遡って納付して国民年金に加入しておいた方が将来のためにいいですよ。」と言われて、昭和57年に5年分の国民年金保険料をすべて納付したはずであり、52年1月から54年12月までの申立期間が未納となっているのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年2月の時点において、さかのぼって納付することが可能な55年1月から56年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により確認できる。

しかしながら、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和57年2月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間について、A市の申立人の被保険者名簿にも保険料を納付した事実が記載されておらず、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年3月までの期間及び61年5月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から同年3月まで
② 昭和61年5月から平成元年4月まで

私は、会社を退職した後は、国民年金に加入しなければならないことを知っていたので、申立期間①は昭和56年2月に退職した際にA区役所B出張所で加入手続きを行い、銀行であったと記憶しているが国民年金保険料を納付した。申立期間②は61年4月に退職した後に再加入し、C市に転入してからも保険料を銀行で納付していた。申立期間①及び②について未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区において国民年金に加入し、C市に住所を移してからも国民年金保険料を納付していたと主張しているが、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果では、A区に居住していた申立期間において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、同区で国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間①及び②における申立人の国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の手帳記号番号は、平成元年5月以降の保険料が3年6月28日に納付されていることが記録されていることから、C市において平成3年6月ごろに払い出されたとも考えられ、その時点で申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から44年3月まで

私が20歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行った。母が家族の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和44年6月であることが、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母が、申立人の両親、申立人の兄及び申立人の保険料を集金人に納付していたと申述しているが、申立人の母の納付状況は完納であるものの、申立人の父は昭和48年9月まで国民年金に未加入であり、申立人の兄の国民年金手帳記号番号の払出しは44年2月以降にA市で行われており申立人の申述とは相違している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母はすでに他界していることから納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から60年3月まで

夫が昭和57年3月ごろ会社を退職して自営業になったとき、夫婦で国民年金に加入して、ずっと国民年金保険料を納付してきた。銀行の口座振替で二人分の保険料を納付し、残高不足で引き落としができないときは銀行または郵便局で納付しており、夫が納付済みであるのに、自分の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に昭和57年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は61年2月ごろに加入手続を行ったと推認でき、この時点から夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した57年3月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得したものであり、申立期間について氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人はその夫と二人分の国民年金保険料を同時に納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和60年度の保険料については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の夫が現年度納付しているのに対し、申立人は昭和61年7月から63年1月までの期間にかけて過年度納付していることが確認できることから、常に夫婦同時に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和61年2月の時点で、申立期間のうち58年12月以前は、時効により保険料を納付することはできない上、

申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年8月まで

私は、昭和45年4月に国民年金に任意加入し、以後、国民年金保険料を納付していたのに、社会保険庁の記録では45年4月から52年8月までが納付済みとなっていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に国民年金に任意加入し、以後、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年4月に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、社会保険庁の記録において、申立人が国民年金被保険者資格を任意で取得したのは52年9月10日であることと符合し、これ以前に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、国民年金任意未加入期間であり、制度上、申立人が国民年金に加入した昭和52年9月以降に保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 42 年 2 月まで
私は、申立期間において、A社でB（職種）の仕事をしていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立期間において、申立人の主張するC市のA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、当該事業所の存在及び連絡先が確認できない上、申立人は、当時の事業主、同僚等の連絡先を把握していないことから、厚生年金保険の適用等について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 48 年 5 月まで

私は、A社に昭和 47 年 9 月から 48 年 5 月まで勤めており、厚生年金保険料を給与から引かれていた。同僚は厚生年金保険に加入しているので加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元経理担当者は、「当該事業所の従業員は、出入りが激しく厚生年金保険に加入させていない者もいた。」と供述していることから、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、当該事業所は、昭和 54 年 10 月 31 日に適用事業所でなくなっていて元事業主とも連絡がつかず、当時の賃金台帳等関係資料の所在が不明であることから、申立期間における厚生年金保険の届出及び保険料控除に関する事務の実態は不明である。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間において整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 2 月 21 日まで
私の平成 10 年 1 月から 11 年 1 月までの標準報酬月額が、44 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることに納得できない。社会保険の手続きはすべて自分で行っていたが、そのような届出をした記憶は無いので、私の標準報酬月額を元に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 11 年 2 月 21 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年 3 月 3 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 10 年 1 月から 11 年 1 月までの期間について 44 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、自ら社会保険の手続きを行っていたことを認めている上、「社会保険関係の書類を提出する際、会社の代表者印は自身で押していた。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年3月6日まで

A社会保険事務所から、夫の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって訂正されているとの説明を受けた。当時、夫の給与月額は25万円くらいあり、申立期間の標準報酬月額が不当に低いものとなっているので、正しい額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、平成13年3月6日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が11年7月から13年2月までの期間について20万円から9万8,000円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、B社の履歴事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「当該事業所の経営は苦しい状態が続き、平成13年ごろに営業不振により廃業した。」と供述し、社会保険事務所への届出に必要となる会社の代表者印については、「夫が保管していたと思う。」と供述しており、社会保険事務所では「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印の押印された届書が必要である。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 1080 (事案 7 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 5 月 9 日から 2 年 4 月 3 日まで

私の A 社での厚生年金保険の加入期間が平成 2 年 4 月からの 1 か月間ではなく、同社には公共職業安定所の記録にあるように雇用保険の被保険者となった元年 5 月 9 日に就職したはずであり、申立期間当時の給与明細は無いが、給与から厚生年金保険料と健康保険料が控除されていたことを憶えており、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金基金及び組合健康保険の加入記録が厚生年金保険の加入記録と一致していること、申立人の妻の国民年金保険料収納記録の種別変更の処理日から申立人も申立期間において厚生年金保険に加入していなかったことを承知していたと認められることから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間における同僚と一緒に撮影された写真を新たな資料として提出し、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているが、この資料では、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、既に当該事業所から提出されていた申立人の「労働者名簿・兼・乗務員台帳」の「厚生年金保険加入年月日」欄には、平成 2 年 4 月 3 日と明記されている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者縦覧照会回答

票には、平成元年4月1日に資格取得した者の整理記号番号Bから申立人の整理記号番号Cまでの間に欠番が無い上、申立人の資格取得日の記録にも、遡^{そきゅう}及訂正等不適切な処理が行われたことをうかがわせる状況は認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月から31年2月まで
② 昭和35年6月から37年12月まで
③ 昭和37年12月から39年6月まで

私は、昭和30年12月から31年2月までの3か月間は、Aを販売していたB社の事務員として勤務した後、35年6月から37年12月までの19か月間はC社が経営していたD事業所及びE事業所、37年12月から39年6月までの19か月間はF社が経営していたG事業所にH（職種）として勤務していたのに、これらの期間が厚生年金被保険者期間としての記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、I市J区にあったB社、F社及びI市K区にあったC社に勤務したと主張しているが、B社及びF社については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同市を所管する法務局は、管内での登記は見当たらないと回答している。C社については、厚生年金保険の適用事業所として確認できないため、商業登記簿の調査を行ったが、申立人が勤務していたと主張するC社の情報が得られず確認ができない。

また、申立人がF社及びC社が経営していた事業所で一緒に働いていたとしている同僚についても申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月3日から12年7月5日まで

私は、平成5年6月にA社に入社した。給与は、入社時は固定給 20万円、3年目以降は固定給 30万円と手当5万円、4年目以降は固定給30万円と手当10万円、そのほかに歩合給があった。厚生年金保険の標準報酬月額の回答をB社会保険事務所から受けたが、納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成7年及び8年の確定申告書の写しにある社会保険料控除額を基に計算して得られた標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、A社の税務及び経理を管理していた当時の税理士から提出された会計データについて、その社会保険の項目の金額を基に計算して得られた平成9年10月から10年1月までの標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の社会保険関係の担当の同僚は、「A社では、月給のうち固定給に対応する厚生年金保険料のみ給与から控除しており、従業員はそのことを知っていたはずである。」と述べており、別の営業担当の同僚も、社会保険関係の担当の同僚が述べた内容に同意した上、「私についての社会保険庁の年金記録に間違いはない。」と述べている。

このほか、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、当該事業所は平成12年7月に適用事業所でなくなっており、事業主等から申立人に係る標準報酬月額のことについて聴取できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 17 日から 44 年 3 月 1 日まで
私は、昭和35年4月にA社に入社し、同社が40年ごろにB社と社名変更した後も、44年3月1日まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険料控除の事実が確認できる書類等はないが、給与から保険料を控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和40年3月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によると、同社は、42年4月10日付けでB社に商号変更していることが確認できるところ、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人の記憶している同僚全員が、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、B社は昭和59年12月2日に解散しており、当時の事業主も既に他界していることから、申立ての事実を確認することはできない上、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社B営業所を昭和 32 年 10 月に退社し他社に数社勤めた後、34 年 1 月ごろに再度同社に 8 か月間ほど勤務した。この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていると思っていたが、そうでないことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、時期は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、その勤務が申立期間であったか、また、B営業所で2度勤務していたかについては不明と述べており、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができない。

また、当該同僚は、「B営業所の社会保険の適用についてはすべてC市の本社で管理されていた。」と証言しているところ、社会保険庁の記録でも、A社はC市にある本社の適用のみが確認でき、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が挙げた同僚6人については、申立期間当時にA社の被保険者であったことが確認できるが、申立人の記録は確認することができず、また健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、事業主は既に他界していることから、勤務実態等に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1085 (事案 61 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 1 月 6 日まで
社会保険庁の記録では、昭和34年1月6日に種別変更(第1種から第3種へ)となっているが、A社B鉱山(当時)の厚生年金保険の30年8月1日の加入から36年5月17日の喪失まで一貫して坑内員であったので、第1種被保険者として記録されている期間について、第3種被保険者として認めてほしい。

当時、私は、入社時より2から3か月か或いはもう少し長い期間は、体力をつけるため、抗外員として、銅鉱石を坑口から精錬所まで運搬していたことがあるが、その後は、坑内員(運鉱員)として、坑内で採掘された岩を運搬し、立抗(抗外へ通じるエレベータに相当)に積込む作業を行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票に「34. 1. 6 種変」と明記されていること、申立人が申立期間において第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな同僚の氏名を挙げて、第3種被保険者としての厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているが、その同僚の供述からも、申立期間において、申立人が第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができず、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
申立期間当時、会社の業績は順調であり、社会保険料もきちんと払っていた。経営上の都合で会社を解散したが、最後まで社会保険料の滞納は無かったはずである。私の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できないので、元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年4月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その3週間後の同年4月22日に申立人の標準報酬月額の記録が平成6年6月から同年10月までの期間については53万円から、6年11月から8年3月までの期間については59万円から、それぞれ9万2,000円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所への届出に必要となる会社の代表者印について、「自分と社会保険事務を担当していた役員が使用できるようになっていた。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることを考え併せると、代表取締役であった申立人が、当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 26 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 5 月 16 日まで

申立期間①については、私は、昭和 38 年 2 月 26 日から A 社に B（技術）を学ぶために勤務していた。また、申立期間②については、49 年 7 月 1 日から C 社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する社員旅行の写真により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、事業主は、「当事業所は、厚生年金保険には加入していない。申立期間当時の関係資料は無い。」と回答している

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、C 社は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所であるものの、申立人は、同僚等の名前を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない上、当該事業所は平成 7 年 3 月に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び社会保険の事務担当者は既に他界し、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理

番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月まで、A 区 B にあった C 事業所に勤めていたが、この期間が厚生年金保険加入期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 事業所に勤務していたとする前後の期間において勤務していた事業所の同僚だった同業者の証言により、申立人は、申立期間において C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立期間当時、「C 事業所」という名称で A 区 B に所在する厚生年金保険の適用事業所は、確認できない。

また、申立人は、事業主についての記憶が無く、申立人が名前を挙げた元同僚は既に他界しており、関係者から証言を得ることができないため、当該事業所における申立人の勤務実態は不明である。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 30 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 3 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 30 日から 39 年 10 月 31 日まで A 社に勤務していたのに、同社での厚生年金保険加入期間が 39 年 2 月 1 日から同年 2 月 3 日までの 1 か月となっているのに納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元事業主の息子及び複数の元同僚に聴取したが、申立人の A 社における勤務期間について証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所の事業主は既に他界しており、事業主の息子は、当時の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みであると供述していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月2日から同年8月1日まで

私は、昭和45年9月か同年10月に、A社（現在は、B社）に再入社し、61年4月に定年退職するまで、ずっと同社C営業所（現在は廃止）で勤務していたので、47年4月から同年7月まで厚生年金保険に加入していないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった採用報告書兼登録コード台帳により、申立人は、昭和47年4月18日から申立期間を含めて継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において昭和46年3月1日に資格取得し、47年4月1日に離職した後、同年8月1日に資格を再取得していることが確認でき、これは、申立人の厚生年金保険の加入期間と符合する。

また、申立人は、上記採用報告書兼登録コード台帳により、昭和47年4月18日付けでA社D支社に入社し、見習手当が支給されていたことが確認できるところ、E健康保険組合は、「申立期間当時、同社では、見習期間については厚生年金保険に加入させていない。また、自己都合で支社を移った場合は、新規入社扱いを受けていた。」と供述している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、同社では、入社後に4か月の見習期間が設定され、この間は厚生年金保険に加入させない慣行があった。」と述べていることから、申立人の申立期間については、厚生年金保険に加入させない取扱いであった可能性がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。